

教職員の懲戒処分等について

令和7年3月24日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
尾道市立 向島中央小学校 教諭 池下 竣紀 (29歳)	懲戒免職	令和7年2月16日（日）午前9時59分頃、広島市中区のアストラムライン本通駅東2出口階段において、女性のスカート内に動画撮影状態のスマートフォンを差し入れ、同女性の下半身を撮影した。 同日午前10時7分頃、同区の商業施設において、女性のスカート内に動画撮影状態のスマートフォンを差し入れ、同女性の下半身を撮影した。 同日午前10時17分頃、同区の商業施設において、女性のスカート内に動画撮影状態のスマートフォンを差し入れ、同女性の下半身を撮影した。 同日午後0時7分頃、同区の大規模商業施設のエスカレーターにおいて、女性のスカート内に動画撮影状態のスマートフォンを差し入れ、同女性の下半身を撮影した。 さらに、同日午後0時26分頃、同区の商業施設において、10代女性のスカート内に動画撮影状態のスマートフォンを差し入れ、同女性の下半身を撮影し、同日午後1時14分、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反（性的姿態等撮影）の疑いで現行犯逮捕された。 これらの行為により、同年3月7日（金）、同法違反（性的姿態等撮影）の罪で起訴され、罰金70万円の略式命令を受けた。 これらの行為のうち、10代女性への行為は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に違反する。 これらの行為は、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。

被処分者	処分内容	処分理由
県東部 公立中学校 教諭 (再任用) (64 歳)	減給 10 分の 1 3 月	令和 6 年 11 月 11 日（月）、同月 26 日（火）及び令和 7 年 1 月 15 日（水）、所属校において、勤務時間中であるにもかかわらず、校務用のパソコンを用いて、業務に関係のないサイトを検索・閲覧した。これらの行為は、職務に専念する義務に違反する。 令和 7 年 1 月 15 日（水）には、第 3 学年の理科の授業中に、校務用のパソコンを用いて、下着姿の女性の画像など不適切な内容を含む業務に関係のないサイトを検索・閲覧し、当該パソコンが大型モニターに接続されていることに気付かず、当該不適切な内容を含む映像が、約 30 分間にわたって大型モニターに映され、それを見た複数名の生徒に不快感を与えた。この行為は、セクシュアル・ハラスメントに該当する。 これらの行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第 32 条及び信用失墜行為を禁止した地方公務員法第 33 条の規定に違反する。
県西部 公立中学校 教諭 (20 歳代)	戒告	令和 5 年 3 月以降、自身の携帯電話を使用して、所属校を卒業した高校生 4 名との間で、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）による私的なやり取りを行った。また、公務外において、高校生 1 名を自家用車に同乗させた。 これらの行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第 32 条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第 33 条の規定に違反する。
県西部 公立中学校 教諭 (31 歳)	戒告	令和 5 年 4 月から令和 6 年 11 月までの間、自身の携帯電話を使用して、所属校を卒業した高校生数名との間で、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）による部活動等に関する私的なやり取りを行った。 この行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第 32 条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第 33 条の規定に違反する。

※ 上記の関係所属長のうち、所属職員に対する指導・監督が不十分であった所属については、厳重注意の措置を講ずるよう、令和 7 年 3 月 24 日付けで、当該教育委員会へ通知しました。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 園山 和志

（電話） 082-513-4924

（内線） 4924

（e-mail）kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp